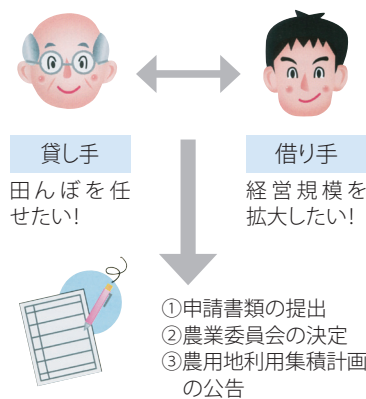


安心して農地の貸し借りを

「後継者不足」や「高齢化」などの理由で農地を貸したい人と、「機械の効率的な使用」や「経営規模の拡大」を希望している人との間で安心して農地の貸し借りをを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。

▼貸し借りのメリット

- ①貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる
- ②期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が来る
- ③期間満了後の離作料は不要
- ④利用権の再設定により継続して貸し借りができる など



▼受付期間

4月1日（水）～30日（木）

問 農業委員会事務局

☎ 985-4131

4月1日から 障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月1日（水）から交付します。

▼対象者 町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人

※町外の施設入所者は対象外

- ①身体障がい者手帳（1級～3級）
- ②療育手帳（A・B）
- ③精神障がい者保健福祉手帳（1級・2級）

▼申請手続き 手帳と印鑑を持って、福祉課障がい福祉係へお越しください。

▼利用できるタクシー 松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、伊予観光タクシーほか

問 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112
☎ 985-4155

平成27年4月から

妊婦健康診査の内容が充実します

平成27年4月から、妊婦健康診査の項目に超音波検査が追加されるほか、GBS（B群溶血性連鎖球菌）検査の実施時期などが変更になり、より充実した内容になります。

自分自身やお腹の赤ちゃんの健康管理のため、適切な時期に必ず妊婦健康診査を受けましょう。

※26年度に妊婦一般健康診査受診票を交付されている人も、27年4月からは新しい内容で受診することになります。受診票はそのまま使用できます。

問 健康課保健センター係

☎ 985-4118

ダイエットウォーキング参加者募集

ウォーキングは手軽に始めることができ、メタボリックシンドロームや肥満解消に効果的です。

▼日程 全7回（5月18日、20日、6月5日、17日、7月1日、15日、29日）10時～11時30分（受け付け9時30分）

▼場所 松前公園体育館アリーナ ※1回目のみ福祉センター2階の集会所で行います。

▼対象者 概ね74歳以下で次のいずれかに該当する人

・BMI（体重（kg）÷身長（m）÷身長（m））が25・0以上の人
・腹囲が男性で85・0cm以上、女

性で90・0cm以上の人
・20歳ごろと比べ、体重が10kg以上増えている人

▼定員 30人（先着順）

▼講師 ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子さん

▼内容 ウォーキングを中心とした健康的な減量に関する運動講習

▼申し込み方法・問い合わせ

4月24日（金）までに健康課保健センター係（☎ 985-4118）

へ電話してください。

※現在医療機関で治療中の人は、必ず主治医と相談して申し込んでください。

町内に店舗がある皆さんへ

愛顔のえひめ商品券の取扱店舗募集

7月1日から県内で販売・利用開始される「愛顔のえひめ商品券」の取扱店舗などを募集します。

▼対象店舗

町内で小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む店舗など

※対象外の事業所もあります。詳しくは、松前町商工会ホームページをご覧ください。

▼申し込み方法

次の書類を持って、松前町商工会で申請してください。

- ・取扱店舗登録申請書
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・金融機関の口座番号、名義が分かるもの（通帳のコピーなど）

※申請書は、商工会にあります。

※大型店やチェーン店は店舗ごとに、大型店にテナントとして入居している場合は、テナントごとに申請してください。

▼募集期間 4月20日（月）～5月12日（火）

▼商品券の換金について

登録のときに記入した指定金融機関に、商品券と取扱店舗登録証、換金申請書を添えて申し込んでください。

▼申込先・問い合わせ

松前町商工会（浜809-1）

☎ 984-1427

計測の基礎となる地図の切り替えで

松前町の土地の面積が変わりました

国土地理院は、平成27年3月6日、全国都道府県市区町村別の面積を公表しました。これにより、平成26年10月1日現在の松前町の面積が、20・32平方キロメートルから20・41平方キロメートルに変更されました。

問 総務課広報情報係

☎ 985-4132



面積の変更など詳しくは、国土地理院のホームページ（<http://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/kihonjohochousa60012.html>）をご覧ください。

4月から

国民年金保険料が変わります

平成27年度の保険料は月額1万5590円です（前年度より340円引き上げ）。

▼保険料の納付

4月上旬に日本年金機構から送られてくる「納付書」で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。

納付場所は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

また、前納を利用すると保険料が割引になります（下表参照）。

▼学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。

前年度に学生納付特例制度が承認された人で、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。はがきが届かない場合や、初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証（または在学証明書）、年金手帳、印鑑（シャチハタ不可）を持って申請手続きをしてください。

問 松山西年金事務所国民年金課
町民課住民係

☎ 925-5175
☎ 985-4106

◎前納による割引後保険料

27年度	1カ月分	6カ月分		1年度分	
	保険料	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付	15,590 円	93,540 円	—	187,080 円	—
6カ月前納	—	92,780 円	760 円	185,560 円	1,520 円
1年前納	—	—	—	183,760 円	3,320 円

※6カ月前納の1年度分は、6カ月ずつを2回に分けて納付した場合です。

平成27年度から
介護保険制度と保険料が変わります

▼介護保険制度の改正

平成27年度から介護保険制度が改正されます。そのうち、今回は身近な利用者負担の変更部分をお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

❶負担限度額（27年4月から）

介護保険施設に入所（院）している人（ショートステイ含む）で、多床室を利用している人の居住（滞在）費が370円に変わります（50円増）。現在発行している負担限度額認定証に記載されている金額は、4月以降は読み替えて対応します。生活保護と老齢福祉年金受給者の人は変更はありません。

❷介護サービス利用者負担（27年8月から）

一定以上の所得のある65歳以上の人が、介護サービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

対象者（一定以上の所得のある人）は、合計所得金額160万円以上（単身で年金収入のみの場合280万円以上）を基本として、政令で定められることになっていきます。なお、合計所得金額が160万円以上であっても、「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で280万円、2人以上世帯

で346万円の場合は、今までどおり1割負担のままです。

現在、介護認定を受けている人の負担割合については、8月までに「負担割合証」を送りますので、そちらで確認してください。

❸高額介護サービス費（27年8月から）

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されます。

この区分は、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、その人たちの収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の場合に該当するものです。

そのため、負担上限が変更となる可能性があるのは、「一般」区分の人です。「住民税非課税世帯」と「生活保護受給世帯」の上限額に変更はありません。

▼介護保険料の改定

平成27年度から29年度までの介護保険料が、下表の通り決まりました。介護保険料は、3年ごとに見直しを行っており、今回は高齢化の進展や増大している介護サービスの需要を考慮した額となって

保険料や税を年金天引き（特別徴収）で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。

保険料（税）額決定までは、2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

納付月	徴収区分
4月	仮徴収 どの月も 平成27年2月と同額
6月	
8月	
10月	本徴収 年間保険料（税）額 －仮徴収納付額
12月	
28年2月	

問 保険課保険料係（保険料のこと）
税務課町民税係（税のこと）
☎ 985-4227

☎ 985-4110

平成27年度
納税の期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月27日
	2	7月31日	7月27日
	3	12月25日	12月25日
	4	H28 2月29日	H28 2月25日
軽自動車税	全期	6月1日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月25日
町県民税	2	8月31日	8月25日
	3	11月2日	10月26日
	4	H28 2月1日	H28 1月25日
	第1・全期	7月31日	7月27日
国民健康保険税	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
	4	11月2日	10月26日
	5	11月30日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	H28 2月1日	H28 1月25日
	8	2月29日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日（1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

問 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

平成27年度 水道検針・集金事務委託者

	委託者名	担当地区
検針員	黒瀬 志穂	宗意原・今新開
	大石 知津	北黒田・宗意原・新立
	山本 巳千代	西高柳・北黒田西・南黒田
	楠野 千恵子	北黒田東・新立・宗意原
	稲墻 真由美	神崎・塩屋
	加藤 初恵	大間・昌農内
	増田 恵美	新立・本村
	平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
	高橋 季美枝	筒井
	戎屋 多恵子	
	矢野 ちさと	西古泉
	池内 桂子	北川原・南黒田
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
	増田 弥生	
集金員	川中 知枝	永田・東古泉・大溝
	森本 由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
	堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
	松本 正子	新立・宗意原
	戒田 京子	塩屋
	阪東 利美	塩屋南
	西森 文子	北黒田東
	大野 光	新立（駅東）

問 上下水道課水道業務係 ☎ 985-4133

確定申告が間違っていたら…

▷税額を多く申告していた

税務署にある更正の請求書で訂正します。平成26年分確定申告の更正の請求期間は、申告期限から5年以内です。

▷税額を少なく申告していた、還付を受けた税額が多かった
修正申告をしてください。税務署の調査を受ける前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▷確定申告を忘れていた

すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

問 松山税務署 ☎ 941-9121（自動音声案内）
税務課町民税係 ☎ 985-4110

◎事業主の皆さん、忘れていませんか？

法人町民税の修正申告

法人税額が修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

問 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

◎65歳以上の年間保険料額

所得段階	対象者	保険料年額（月額）
第1段階	▷老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ▷生活保護受給者 ▷世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	31,800円 (2,650円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	41,340円 (3,445円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2所得段階に該当しない	47,700円 (3,975円)
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	52,780円 (4,399円)
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、第4所得段階に該当しない	63,600円 (5,300円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	76,320円 (6,360円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満	79,500円 (6,625円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円未満	95,400円 (7,950円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円未満	108,120円 (9,010円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上	124,020円 (10,335円)

▷課税年金収入…非課税年金（障がい年金や遺族年金）を除く公的年金などの収入

▷合計所得金額…実際の収入から必要経費などを差し引いた額の合計金額

います。

保険料の所得段階については、7月中旬ころに決定し、通知書を送ります。

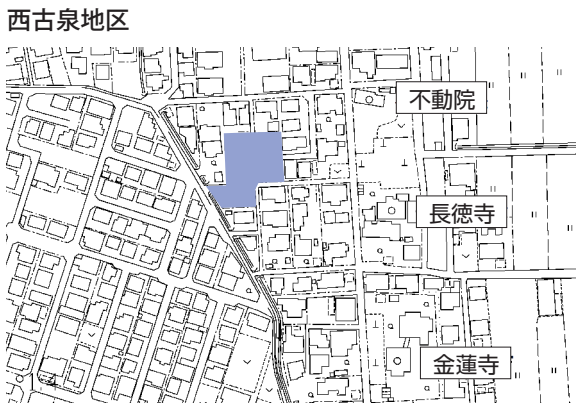
問 保険課介護保険係（制度のこと）
保険課保険料係（保険料のこと）
☎ 985-4115

☎ 985-4227

排水設備工事にご協力を
公共下水道供用開始のお知らせ

下水道事業は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全の役割を担っています。町でも、「水きらめき笑顔あふれるライフタウン」の実現に向け、整備を進めています。

平成26年度は、「汚水北黒田堅田地区サービス管渠工事」と「汚水西古泉福神地区私道管渠工事」を行いました。27年4月から、左図の青色の区域が供用開始となり、下水道への接続ができるようになります。該当地区に住んでいる人は、早い時期に下水道への接続をお願いします。



接続工事については、町排水設備指定工事店以外の業者は利用できませんので、ご注意ください。町排水設備指定工事店の一覧は、町ホームページに掲載しています。

（使用料・受益者負担金などのこと）
上下水道課下水道業務係
☎985-4126
（下水道工事・排水設備工事のこと）
上下水道課下水道工務係
☎985-4231

合併処理浄化槽の設置補助金

生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲取りから合併処理浄化槽に設置替える人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

- ▼対象者
- 次の全てを満たす人
- ①下水道整備事業計画区域でない地域に設置する人【左図参照】
 - ②平成27年度中に浄化槽を設置し、使用を開始する人
 - ※28年3月15日までに町の完了検査を受けること。
 - ③町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人
 - ④浄化槽関係法令を遵守する人



▼申請期間
4月1日（水）から随時

▼申請方法
補助金交付申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

☎985-4126

補助金額・基数（予定）		
	補助金額	基数
5人槽（転換）	332,000円	25
7人槽（転換）	414,000円	4
10人槽（転換）	548,000円	3
5人槽（新築）	267,000円	70
7人槽（新築）	331,000円	7
10人槽（新築）	439,000円	3

※補助金額や基数は変更することがあります。

木造住宅を所有している人へ
耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

- 1 木造住宅耐震工事補助
- 木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事の費用を助成します。また、耐震工事の補助に必要な耐震診断や耐震設計（補強箇所の設計図書を作成）を行います。
- ▼対象住宅 次の全てを満たす住宅
- ①町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
 - ②併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以上の住宅
 - ③二階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外
- ▼対象者 住宅の所有者
- 2 老朽放置建物除却
- 建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

- ・新立・本村の一部地区 土地を寄付してもらうことで町が除却するために要する費用。
- ・人口集中（DID）地区 除去する工事の費用。
- ▼対象建物 次の全てを満たす建物
- ①指定区域内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅と付属建物
 - ②敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ▼対象者 建物除却の権限を持つ人
- 1 2 共通事項
- ▼受付期間 4月6日（月）～28年1月22日（金）
- ※受け付け先着順。申請前に、事前に窓口で相談してください。
- ☎985-4124

町有地を売却します

下記の町有地を先着順で売却します。

▼申請方法 普通財産売却（譲与）申請書を持参するか、郵送（書留）してください。

▼申請書提出期間
4月27日（月）～9月30日（水）9時～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

※郵送の場合は、9月30日（水）17時必着。

▼関係書類配布・申請書類提出場所
〒791-3192
松前町大字筒井631番地
財政課財産管理係
☎985-4232

※関係書類は、町ホームページにも掲載しています。



- ①所在地
②地目
③地積
④売却価格
⑤用途地域
⑥備考
- 物件1
①松前町大字北川原字原端1332番1
②宅地 ③177.09㎡
④6,074,000円
⑤市街化調整区域
⑥旧塩屋集会所跡地

住宅・土地に関する
無料相談のお知らせ

住宅や土地のことで分からないことや困ったことがあれば、気軽に相談してください。

●住まいの相談

松前町ボランティア建築士グループ主催で無料相談を行います。耐震工事など住宅についてご相談ください。

場所	庁舎1階ロビー
日程	毎月第2火曜日
	9:30~12:00 13:00~15:30
4/14	川中 英明 茂川 俊英
5/12	武智 清 窪田 博文
6/9	大政 晋 篠原 治行
7/14	松下 弘 川中 英明

●境界問題と登記の相談

土地家屋調査士ボランティアグループ主催で無料相談を行います。土地の境界や登記についてご相談ください。

場所	庁舎1階ロビー
日程	隔月第4火曜日
	10:00~12:30 12:30~15:00
4/28	本馬 泉 大政 晋
6/23	井早 耕治 西田 孝二
8/25	本馬 泉 大政 晋
10/27	西田 孝二 井早 耕治
12/22	大政 晋 本馬 泉

☎まちづくり課計画建築係
☎985-4124

生ごみ処理容器などの購入を補助します

町は、生ごみ処理容器などの購入に対し、補助金を交付しています。

▼補助対象・額・限度数

補助対象	補助金の額	補助限度数
電気式 生ごみ処理機	購入価格の 1/2 (上限額 20,000 円)	5年間で 1基
生ごみ 処理バケツ	購入価格の 1/2 (上限額 3,600 円)	3年間で 2基
生ごみ 処理容器		

*予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者 次の全てを満たす人

①家庭で適切な使用・管理ができること

②松前町に居住していること

③生ごみからできた堆肥の自己処理ができること

④前年度、町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

※その他、町が行う実態調査などへの協力を依頼することがあります。また、関係書類は5年間保管してください。

▼請求期限

平成28年3月31日(木)

▼申請の手続き

次の書類を持って町民課で申請し、補助金の決定を受けてください。

・補助金交付申請書

・前年度町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないことが証明できるもの(納税証明書、保険料納付証明書または税情報等開示同意書など)

・購入商品の見積書

▼請求に必要な書類

決定通知書が届き次第、補助金請求書と商品の領収書を準備して、補助金を請求してください。

※申請書などは、町ホームページからダウンロードできるほか、町民課で配布しています。

ごみカレンダー

27年度のごみカレンダーは、広報まさき3月号と一緒に各家庭に配布しました。手元がない人は、役場や東・西・北公民館で配布しているほか、町ホームページに掲載しています。

問 町民課ごみ対策係

☎ 985-4117

松前町町制施行 60 周年 記念式典・記念講演



町制 60 周年の節目にあたり、記念式典と記念講演を開催します。参加は無料です。みんなで、60 周年の節目をお祝いしましょう。

◎日時 4月28日(火)

▷記念式典 10時～(受け付け9時30分～)

▷記念講演 11時10分～12時

◎会場 文化センター 広域学習ホール

◎内容 記念式典

オープニングセレモニー(映像「松前町の歴史」)

町功労者表彰など

記念講演

講師 山野芳幸 さん

演題 松前界限はええとこぞなもし

◎講師紹介

山野芳幸さん



1930 年生まれ。教師として教育現場の第一線で活躍後、愛媛県小中学校校長会会長、松山市教育委員会教育委員長を歴任。

地域の自然、歴史、文化についての著書を数多く執筆しており、平成 26 年には『愛媛松前界限はええとこぞなもし』を出版。松前町について、多彩な視点から魅力を伝えている。

問 総務課企画政策係 ☎ 985-4103